

令和2年2月28日

市内障害児通所支援事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービス事業所等の対応について(通知)

日頃より本市福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、放課後等デイサービス事業所等(以下「事業所」という。)における新型コロナウイルスへの対応につきまして、国から、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について一斉臨時休業が要請されたことを踏まえ、別添のとおり通知がありました。

本市における取扱いにつきましては、次のとおりといたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

事業所については、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくとともに、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いいたします。

事業所で開所時間を長時間とするなどの対応が出来ず、児童生徒の受け入れが困難な場合において、相模原市立小・中学校に通う児童生徒については、一定の期間、午前8時から午後2時30分まで小・中学校で受け入れるよう、市教育委員会から各小・中学校あてに要請しております。

そのため、保護者等から午前からの通所についてご相談があったものの、事業所として対応が困難な場合には、次のとおりご案内いただくようお願いいたします。

- ・児童生徒の通う小・中学校に、午前からの受け入れについて相談すること
- ・学校の利用に際しては、昼食を持参すること

やむを得ず休所する場合には、予め保護者に周知していただくとともに、障害政策課指定・指導班までご一報いただくようお願いいたします。

国からの事務連絡「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)における感染拡大防止のための留意点について(令和2年2月24日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)」のとおり、幼児児童生徒の受け入れに当たっては、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には利用を断る取扱いとし、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いといたします。

幼児児童生徒の受け入れに当たっては、国からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」のとおり、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、幼児児童生徒の安全確保をした上で、柔軟な取扱いを可能といたします。

柔軟な取扱いの例

- ・ 児童指導員等の直接支援職員が発熱により出勤できない等の事由により、一時的に人員が不足し人員配置基準を満たすことができなくなる場合については、人員欠如減算等の減額措置を適用しない取扱いとする。
- ・ 定員超過した場合においても定員超過減算を適用しない取扱いとする。

臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあっては、「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」問69のとおり、休業日扱いで基本報酬を算定して良い取扱いといたします。

児童発達支援事業所についても同様に、感染の予防に留意した上で原則開所していただくようお願いいたします。

以 上

相模原市 健康福祉局 福祉部
障害政策課 指定・指導班
電話 042-707-7055
FAX 042-759-4395